

高機能消防指令センター及び
消防救急デジタル無線実施設計委託業務

仕様書

令和8年度

海津市消防本部

目 次

第1章 総則	1
1 目 的.....	1
2 適用範囲.....	1
3 履行期間.....	1
4 システムの型式.....	1
5 業務対象地域.....	1
6 受託者の資格要件.....	1
7 管理技術者及び照査技術者の資格要件.....	2
8 業務代理人（担当技術者）の資格要件.....	2
9 関係法令等.....	2
10 業務範囲.....	3
11 設計方針.....	3
12 提出書類等.....	4
13 手続き.....	5
14 業務の再委託.....	5
15 損害賠償.....	5
16 成果品の所有権.....	5
17 秘密の厳守.....	5
18 仕様変更.....	6
19 疑 義.....	6
第2章 業務内容	7
1 計画・準備.....	7
2 打合せ・協議.....	7
3 情報収集及び分析.....	7
4 現地調査.....	8
5 発注仕様書の作成.....	8
6 設計図面の作成.....	8
7 概算事業費の算出.....	8
8 事業費積算書の算出.....	9
第3章 成果品等	10
1 実施設計成果品.....	10
2 検査等.....	10
3 納入場所.....	10

第1章 総則

1 目的

本仕様書は、海津市消防本部において、更新整備する高機能消防指令センター及び消防救急デジタル無線を構築するために、システム、各種機器及び付属施設に関する実施設計を行い、工事発注に必要な設計図書の作成、取りまとめを行うものである。

2 適用範囲

本仕様書は、海津市（以下「発注者」という。）と本委託業者（以下「受託者」という。）との間で締結した高機能消防指令センター及び消防救急デジタル無線実施設計業務委託（以下「本業務」という。）に適用する。

3 履行期間

業務委託契約締結の日から令和9年3月19日までとする。

4 システムの型式

システムの型式は、総務省消防庁消防防災施設等整備費補助金交付要綱に定める高機能消防指令センター総合整備事業における「I型」又は「離島型」の仕様を基本として、適正なシステム構築を図る。なお、本仕様書は、消防庁から提示されている「標準仕様書」に基づいて作成のこと。

5 業務対象地域

システムは、発注者が指定する次の場所に、装置及び機器を設置し、119番通報の受付から出動指令、現場活動支援及び事案終了までを迅速かつ的確に行うものである。

履行場所

- | | |
|------------------|---------------------|
| (1) 海津市消防本部（消防署） | ： 岐阜県海津市海津町福岡 460-2 |
| (2) 海津市消防署南濃分署 | ： 岐阜県海津市南濃町吉田 852-7 |
| (3) 海津市消防署平田分署 | ： 岐阜県海津市平田町今尾 614-1 |

6 受託者の資格要件

受託者は、次の要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 過去5年間で、高機能消防指令システム及び消防救急デジタル無線の実実施設計業務（一括）の元請としての実績（3件以上）を有していること。
- (2) 第一級陸上特殊無線技士又はこれと同等以上の資格を持つ者を配置した体制がとれること。
- (3) 一級建築士事務所登録業者であること。

- (4) 国土交通省建設コンサルタント（電気・電子部門）の登録業者であること。
- (5) 過去5年以内に、本業務における元請けとして実績及び発注された高機能消防指令システム及び消防救急デジタル無線システムの製造メーカー2者以上を受注した実施設計実績があること。
- (6) プライバシーマーク（JISQ15001）又は、情報セキュリティマネジメントシステム（ISO27001）認証を取得していること。

7 管理技術者及び照査技術者の資格要件

本業務に従事する管理技術者及び照査技術者は、高機能指令システム及び消防救急デジタル無線の設計業務の実績があり、技術士（電気・電子部門又は情報工学部門）又はシビルコンサルティングマネージャー（電気・電子部門）の資格を有する者とする。

なお、管理技術者と照査技術者は兼務できないものとする。

8 業務代理人（担当技術者）の資格要件

業務代理人（担当技術者）は、高機能指令システム及び消防救急デジタル無線の設計業務の実績があること。また、次のいずれかの資格を有した社員であること。

- (1) 技術士「電気・電子部門」「情報工学部門」の資格を有する設計者
- (2) 第一級陸上特殊無線技士の資格を有する設計者
- (3) 電気通信主任技術者の資格を有する設計者

上記の資格を保有する業務代理人（設計担当者）は、打ち合わせには、常時出席すること。

9 関係法令等

受託者は、本業務の遂行に当たり本仕様書のほか、次の法令、規格等を遵守しなければならない。

- (1) 消防法、同法施行令、同法関連規則
- (2) 電波法、同法施行令、同法関連規則（電波法関係審査基準含む。）及び告示
- (3) 電気通信事業法、同法関連規則及び告示
- (4) 建築基準法、同法施行令、同法関連規則及び告示
- (5) 有線電気通信法
- (6) 道路交通法、道路法、同法関連規則及び告示
- (7) 気象業務法
- (8) 個人情報保護法
- (9) 電気設備に関する技術基準
- (10) 電波産業会標準規格（ARIB）
- (11) 日本産業規格（JIS）

- (12) 日本電気協会電気技術規定（J E A C）
- (13) 日本電気工業会標準規格（J E M）
- (14) 日本電気規格調査会標準規格（J E C）
- (15) 消防救急デジタル無線共通仕様書第1版
- (16) 消防指令システム-消防救急無線間共通インターフェイス仕様書第2版
- (17) インターネットの国際的技術標準化団体の定める基準（I E T F）
- (18) 廃棄物処理及び清掃に関する法律（産業廃棄物処理法）
- (19) その他関係法令等

10 業務範囲

本業務の範囲は、次のとおりとし、その詳細は第2章による。

- (1) 計画・準備
- (2) 打合せ協議等
- (3) 情報収集及び分析
- (4) 現地調査
- (5) 高機能消防指令システム及び消防救急デジタル無線システムの設計
- (6) 設備、機能の検討
- (7) 整備費積算書の作成
- (8) 整備計画書（工程表）の作成
- (9) 発注仕様書、工事図面（案）の作成
- (10) 施工監理仕様書（案）の作成

11 設計方針

実施設計に当たり、次の方針に従って設計を行う。

- (1) 消防指令施設（消防本部、消防署、分署）での運用について現状分析を行い、実施設計業務にあたり、現地調査を行い情報収集整理すること。
- (2) 消防防災施設整備費補助金交付要綱（平成14年4月1日消防消第69号最終改正平成27年2月9日消防消第16号）高機能消防指令センター総合整備事業に定める「I型」、「離島型」を満たすとともに、関係法規等に規定する条件に適合すること。なお、本仕様書は、消防庁から提示されている「標準仕様書」に基づいて作成のこと。
- (3) 携帯119番直接受信及びIP電話からの119番通報等の通信環境の変化に対応した設計とすること。
- (4) 高機能消防指令システム及び消防救急デジタル無線設備の最新の技術動向についてRFI（最新情報提供依頼）を実施し、設備構築に係る技術動向の採用等について発注者と協議すること。

- (5) 高機能消防指令システム及び消防救急デジタル無線設備の仕様書案を作成し、製作している複数メーカーに公開し、RFC（意見招請）を実施し、その結果を取りまとめて報告すること。
- (6) 庁舎内で考えている空調設備が、新高機能消防指令システムに対応できるか、主要機器の発熱量等の計算をすること。
- (7) 消防本部では365日24時間の連続運転となるため、安全性、耐久性、拡張性が高くなるように設計すること。
- (8) 新消防支援システムへのデータを円滑に運用するためにASP（クラウド化）・オンプレミスとの比較ができるように設計すること。
- (9) 災害時での業務体制が特に重要となるためその点において、安全性、信頼性が高いもので検討すること。
- (10) 高機能消防指令センターは、システムダウンすることができないため、できる限りシステムの高機能化をはかり、容易な運用操作が可能にできるよう考慮すること。
- (11) 消防救急デジタル無線システムは、現状の消防本部基地局の回線で不感地域が生じている場合は、良好な回線が確保できるよう、机上シミュレーション、必要に応じて電波伝搬調査の上、基地局の最良案で設計をすること。
- (12) 指令センター等に設置された無線統制台、指令台等と音声通話又はデータ伝送を行う移動局無線装置は、最新鋭の技術を駆使し、小型化・省電力化が施された、無線装置を設計すること。
- (13) 組織の変化に対して柔軟に対応できる拡張性を有したシステムとする。
- (14) 既存データ等については、できる限りこれを活用する。

12 提出書類等

(1) 入札参加に要する確認事項

受託者は、入札後速やかに以下の書類を提出し、確認を得たうえで契約するものとする。

- ア 管理技術者及び照査技術者の資格の登録証明書の写し
- イ 管理技術者及び照査技術者の経歴が確認できるテクリス登録等の内容証明書の写し
- ウ 業務代理人（担当技術者）の資格の写し
- エ 上記資格者の在職を証明する書類の写し（健康保険証の写し等）
- オ 業務実績が確認できる書類

過去5年間で、高機能消防指令システム及び消防救急デジタル無線実施設計業務（一括）の元請としての実績（3件以上）契約書、テクリス登録等の写し

(2) 着手時に提出する書類

受託者は、本業務の着手に当たり、次の書類を提出し、発注者の承認を得るものとする。

- ア 業務着手届
- イ 管理技術者届
- ウ 照査技術者届
- エ 業務代理人（担当技術者）届
- オ 業務計画書
 - （ア）業務概要
 - （イ）実施方針
 - （ウ）業務工程表
 - （エ）連絡体制
 - （オ）その他
- カ その他発注者が必要とする書類

13 手続き

受託者が現地調査を実施するに当たり、手続きが必要な地域、施設、建物等に立入る必要がある場合は、発注者と協議のうえ、当該財産を管理する者の了解を得、所定の手続きを行い、承諾を得るものとする。

14 業務の再委託

業務の再委託は原則として認めない。ただし、発注者の承認を得て業務の一部を再委託する場合はこの限りではない。

15 損害賠償

本業務の遂行に当たり、第三者の施設等に損害を与えた場合には、直ちに発注者に報告するとともに、受託者の責任において速やかに処理を行うものとする。

16 成果品の所有権

本業務の実施に当たり、受託者が当該契約に基づいて作成した成果品の所有権は発注者に帰属するものとする。また、履行に当たり、第三者の著作権等に抵触するものについては、受託者の責任において処理するものとする。

17 秘密の厳守

本業務の実施過程で知り得た個人に関するコンプライアンス・プログラムの要求事項を満たすものとしてプライバシーマークを取得していること。なお、資格条件の種類について

て、契約時に提出すること。

18 仕様変更

契約後、大幅な設計内容に変更の必要が生じた場合、その内容が当初の目的以上と認められる場合は、発注者の承認後、変更することができる。

19 疑義

本仕様書に明記されていない事項又は疑義が生じた場合は、発注者、受託者協議の上、決定するものとする。また、本仕様書に明記されていない事項であっても、本業務上、当然行わなければならないと認められるものについては、受託者において補足するものとする。

第2章 業務内容

1 計画・準備

本業務の実施に先立ち、主な作業について、作業の目的・内容等を十分に把握し、実施方法、実施手順、業務工程、業務組織計画等を記載した業務計画書を作成すること。

なお、実施計画書に実施項目ごとの実施期限を明記し、これに基づき、本業務を遂行すること。

2 打合せ・協議

(1) 本業務の打合せ、協議等は随時行い、受託者はその内容について記録簿等に記録し、相互に確認するものとする。また、受託者は必要に応じ協議等に必要な資料の作成を行うものとする。

(2) 受託者は、発注者が開催する会議について、発注者が指示する場合には出席し、その議事録を作成するものとする。(WEBでの打合わせは認めない)

(3) 受託者は、発注者が関係機関と行う協議等について、発注者が指示する場合には出席し、必要に応じ出席者に対し説明を行い、議事録を作成すること。

3 情報収集及び分析

本設計に関する情報の収集及び分析は、次のとおりとする。

(1) 高機能消防指令システム及び消防救急デジタル無線システムの機器構成、機能の検討

(2) 消防救急デジタル無線について、既設基地局配置での机上シミュレーションの実施。空中線の高さや指向性等、条件は既設に準拠することを基本とするが、必要に応じ条件を変えて作成すること。

(3) 各メーカーの最新技術(消防支援システムのクラウド化)について検討すること。

(4) データ移行及び新システムで運用する経費等を含めたランニングコストの検討

(5) 既設高機能消防指令システム及び消防救急デジタル無線の移行手順(ダウンタイムを含む)の検討

(6) システムネットワーク構成の検討

(7) 新指令室の改修(別途発注)について空調設備、照明設備は、指令システム運用に支障が起きないように支援すること。

(8) 高機能消防指令システム及び消防救急デジタル無線の保守費用の見直し

(9) 更新機器に伴う耐久性及び使用可能年数の検討

(10) その他必要な事項

4 現地調査

- (1) 受託者は、消防本部（消防署）・分署の運用状況の調査、検討をするものとする。各機器の設置状況や次期システム構築にあたり、課題等をまとめた現地調査報告書を作成するものとする。
- (2) 受託者は、基地局等の無線設備、電源系設備及び空中線等の現地調査を行うものとする。現地調査は、設備更新方法を考慮し実施するものとし、必要に応じて電波伝搬調査（実験局は自己保有をすることで、二重免許は不可とする）を実施するものとする。

5 発注仕様書の作成

受託者は、各メーカーとのヒアリング及び設備、機能の検討をもとに仕様書を作成するものとする。仕様書は次の項目について記載するものとする。

- (1) 総則
- (2) 共通指定事項
- (3) システム概要（機器構成）
- (4) 装置の機能及び性能
- (5) 据付・調整に関する事項
- (6) 移設機器に関する事項
- (7) 保守に関する事項
- (8) その他必要とする事項

詳細な構成は、発注者と協議の上、決定する。

6 設計図面の作成

- (1) システム構成図
- (2) システムネットワーク構成図
- (3) 指令センター・機械室機器配置図、配線図
- (4) 署所等機器配置図、配線図
- (5) 電源設備構成図
- (6) 機器撤去図
- (7) その他必要図面

7 概算事業費の算出

受託者は、システム等設計による概略システムにより整備予定機器を参考にすると共に、システムメーカー（3者以上）等から見積を徴収し、予算規模を確認するための概算費用の算出を行うものとする。また内訳等は、協議の上設定し算出するものとする。

概算費用積算書類については、令和8年9月30日までに提出するものとする。

8 事業費積算書の算出

- (1) 整備に必要な事業費積算書類を作成するものとする。

消防本部（消防署）、分署の施設毎に、システム構築の為に必要な機器、材料、付帯設備等の数量及び施工に必要な人工数量を算定し積算するものとする。

積算に必要な単価は、積算基準等（国土交通省）に基づいて算出し、又は刊行物掲載価格、見積価格等を参考にして適正な価格を採用すること。採用する単価について一覧表を作成すること。

見積先は3者以上とし、見積先の比較表を作成し見積額を整理すること。

- (2) 受託者は、システムメーカー等から新システム運用開始から10年間の以下のランニングコストについて参考見積を徴収し積算を行うものとする。

ア システム保守費

イ システム保守費に含まれない有償部品交換費

ウ システム部分更新（中間改修）費

エ その他必要費用

第3章 成果品等

1 実施設計成果品

- (1) 業務実施計画書
- (2) 打合せ記録簿
- (3) 現地調査報告書
- (4) 発注仕様書（施工監理仕様書も含む）
- (5) 概算事業費積算書
- (6) 事業費積算書（積算根拠資料含む）
- (7) 設計図面
- (8) その他必要書類
- (9) 上記(1)～(8)電子データ

成果品の製本は、A4版縦（図面はA4版又はA3版とする。）で2部、電子媒体（光学ディスク）で1部提出するものとする。

成果品の提出は令和9年3月19日までとする。

2 検査等

受託者は、設計業務の終了後、発注者による検査（検収）を受けなければならない。

3 納入場所

本設計における納入場所は以下のとおりとする。

海津市消防本部 救急指令課